

障害者総合支援法に基づく共同生活援助事業運営規程 (外部サービス利用型共同生活援助)

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人楽晴会が開設するインディペンデントⅠ（以下「事業所」という。）が行う外部サービス利用型指定共同生活援助事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理・運営に関する事項を定め、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切かつ円滑な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況及びその置かれている環境に応じて、共同生活住居（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第5条第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）において相談その他日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 前2項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(主たる事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

インディペンデントⅠ

(2) 所在地

本体 青森県三沢市大字三沢字堀口164-1

サテライト 青森県三沢市堀口2丁目2-1エルシャトー（105、205号室）

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人（常勤）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

(2) 世話人 1人以上（非常勤）

食事の提供や生活上の相談等、日常生活を適切に援助する。

(3) サービス管理責任者 1人（常勤）

サービス管理責任者は以下の業務を行う。

(ア) 外部サービス利用型個別支援計画を作成する。

(イ) 他の指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握する。

(ウ) 利用者が自立した日常生活を営むことができるよう検討し必要な援助を行う。

(エ) 他の事業所等との連携及び調整並びに余暇活動についての必要な支援を行う。

(オ) 従業者に対する技術指導・助言を行う。

(入居定員)

第5条 事業所の入居者の定員は、本体5人、サテライト2人とする。

(外部サービス利用型指定共同生活援助の内容)

第6条 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容は、次のとおりとする。

- (1) 外部サービス利用型個別支援計画の作成
- (2) 利用者に対する相談
- (3) 食事の提供
- (4) 入浴、排せつ又は食事等の介護
- (5) 健康管理・金銭管理の援助
- (6) 余暇活動の支援
- (7) 緊急時の対応
- (8) 職場等との連絡・調整
- (9) その他日常生活に必要な援助

(支給決定障害者から受領する費用の額)

第7条 外部サービス利用型指定共同生活援助を提供した際には、支給決定障害者から当該外部サービス利用型指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない外部サービス利用型指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から法第29条第3項第1号の規定により算定された費用の額(その額が現に当該外部サービス利用型共同生活援助に要した費用(法第29条第1項に規定する特定費用を除く。)の額を超えるとときは、当該外部サービス利用型共同生活援助に要した費用の額)の支払いを受けるものとする。

3 次に定める費用については、支給決定障害者から徴収する。

- (1) 本体施設 家賃 36,000円/月 サテライト 31,000円/月
- (2) 食材料費 朝食400円/食、昼食500円/食、夕食380円/食
- (3) 光熱費 実費

(4) 日用品費等その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるものの実費

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ支給決定障害者に対し、サービス内容及び費用について説明を行ない、同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該費用に係る領収証を交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第8条 事業所は、当該支給決定障害者が同一の月に指定障害福祉サービスを受けたときは、当該支給決定障害者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスの額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額(以下「利用者負担額等合計額」という。)を算定するものとする。

この場合において、利用者負担額等合計額が、負担上限月額（令第17条第1項に規定する負担上限月額をいう。）を超えるときは、事業所は、当該指定障害福祉サービスの状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者に通知するものとする。

（受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地）

第9条 事業所は、支援の一部を次の指定居宅介護事業者へ委託するものとする。

1 居宅介護事業者(法人)の名称及び所在地

(1) 名称

社会福祉法人 楽晴会

(2) 所在地

青森県三沢市大町2丁目6番27号

2 居宅介護事業所の名称及び所在地

(1) 名称

ホームヘルパーステーション青空

(2) 所在地

青森県三沢市栄町三丁目125番1

（入居に当たっての留意事項）

第10条 利用者は、入居に当たっては共同生活のルール等として次に規定する内容に留意すること。

- (1) 喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
- (2) 指定した場所以外での火気を用いること。
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (4) 他、管理者が必要に応じて定めること。

（非常災害対策）

第11条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（業務継続計画の策定等）令和6年3月31日までの間は努力義務

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生等において、及び非常事態時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（衛生管理等）

第13条 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 1 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

- 2 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(主たる対象者の障害の種類)

第14条 指定共同生活援助を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者 (18歳未満の者を除く。)
- (2) 知的障害者 (18歳未満の者を除く。)
- (3) 精神障害者 (18歳未満の者を除く。)
- (4) 発達障害者 (18歳未満の者を除く。)
- (5) 難病等対象疾患対象者 (18歳未満の者を除く。)

(虐待防止のための措置)

第15条 障害者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行なうとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(緊急時における対応方法)

第16条 外部サービス利用型指定共同生活援助の提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(苦情解決、ハラスメント)

第17条 提供した外部サービス利用型指定共同生活援助に関する障害者等又はその家族からの苦情、ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために、事業所窓口とともに楽晴会苦情解決第三者委員に報告し誠意をもって苦情解決に努める事とする。

- 2 提供した外部サービス利用型指定共同生活援助に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 提供した外部サービス利用型指定共同生活援助に関し、法第11条第2項の規定により都道府県が行う報告若しくは指定共同生活援助の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 提供した外部サービス利用型指定共同生活援助に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長

が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

5 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力するものとする。

(個人情報の保護)

第18条 この事業所に勤務する職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においても、これらの者の秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とするものである。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する

(従業者の研修)

第20条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 継続研修 年2回以上

(その他運営についての重要事項)

第21条 事業所は、利用者に対し適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておくものとする。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 5 事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に関する諸記録を整備し、当該外部サービス利用型指定共同生活援助を提供した日より5年間保存する。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人楽晴会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成26年8月1日から施行する。

この規定は、平成28年4月1日から施行する。

この規定は、2021年12月1日から施行する。

この規定は、2023年8月1日から施行する。

この規定は、2024年11月1日から施行する。